

児童手当のご案内

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした、国の子育て支援策です。
手当を受給するためには、**認定請求（申請）**が必要です。

受給者（請求者）

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している江戸川区に住民票のある保護者（父または母等）で、**ご家庭での生計中心者が申請してください。**

「生計中心者」とは…児童の父または母で所得の高い方です。

- ・父母ともに所得がある場合には、原則として恒常的に所得の高い方になります。
- ・父または母のいずれかの所得が下記表の①所得制限限度額以上の場合は、その方が生計中心者となります。

注意事項

- ・受給者（請求者）が単身赴任等で他の市区町村にお住まいの場合は、**お住まいの市区町村に申請してください。**
- ・**公務員の場合**は、勤務先から児童手当が支給されますので、**勤務先に申請してください。**
- ・原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- ・父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します。**

支給額

児童の年齢	児童手当の額（児童1人当たり月額）
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前（第1・2子）	10,000円
3歳以上小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生	10,000円

※ **令和4年6月支給分までは、受給者（請求者）の所得が下記表の①所得制限限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5,000円を支給します。**

※ 「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

所得制限限度額・所得上限限度額

扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人目以降	1人増えるごとに38万円を加算	

※所得額の判定について

- ・所得額は前年（1～4月に申請される方は前々年）の所得額です。
- ・所得額から、社会保険料相当額として一律8万円を控除します。また、医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。
- ・扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族並びに扶養親族等でない児童で前年（1～4月に申請される方は前々年）の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

※ **令和4年10月支給分から、受給者（請求者）の所得が②所得上限限度額以上の場合、児童手当等は支給されません。**

※ **児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②所得上限限度額を下回った場合、改めて申請が必要です。**

支給月

- ・年3回（6月・10月・2月）の**各月12日**（銀行休業日はその直前営業日）に**受給者（請求者）名義の登録口座**に振り込みます。
- ・対象児童が2名以上の場合も**振込口座は1つ**です。

振込月	6月	10月	2月
支給月	2月分から5月分まで	6月分から9月分まで	10月分から1月分まで

認定請求（申請）

- ・児童手当は、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。
申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、申請はお早めをお願いします。
- ・月末に出生または転入した場合について
月末に出生または転入した場合、その日の翌日から数えて15日以内（出生は出生日の翌日から15日以内、転入は前住所地の転出予定日の翌日から15日以内）に申請した場合には、出生等の月に申請があったものとみなします（15日特例）。



申請方法

郵送	児童家庭課に書類が到着した日が申請日となります。 * 郵送の記録が残るように、特定記録郵便などのご利用をお勧めします。
窓口	本庁舎2階4番児童家庭課窓口でのみ受付します(各事務所では受付していません)。

* 「びったりサービス」を利用した電子申請での手続きも可能です。(電子署名必須)

必要書類

必要書類が全て揃わない場合でも、下記の「①児童手当 認定請求書」をご提出(郵送)いただければ、提出日(郵送の場合は到着日)を申請日として受付します。後日、不足している書類を提出してください。ただし、申請日から3か月の間に不足書類の提出がないと、その申請は却下になります。

①	児童手当 認定請求書 個人番号(マイナンバー)の記入が必要です。	本庁舎及び各事務所の窓口でお渡ししています。 また、区ホームページにも書式を掲載しています。	児童手当書式 
②	本人確認書類 (A または B) A マイナンバーカード または 個人番号確認書類 B + (通知カード 個人番号記載の住民票 等) 身元確認書類 (免許証、パスポート 等) <small>具体的な本人確認書類</small> 	郵送	受給者(請求者)の左記のAまたはBの本人確認書類のコピーを、認定請求書と一緒に郵送してください。
		窓口	受給者(請求者)本人が申請 受給者(請求者)の左記AまたはBの本人確認書類が必要になります。 受給者(請求者)の代理人(配偶者など)が申請 以下の①～③の書類が必要になります。 ①委任状 ②代理人の身元確認書類 ③受給者(請求者)の個人番号確認書類
③	受給者(請求者)名義の通帳またはキャッシュカード	郵送で申請する場合は、コピーを送ってください。	

以下④の書類は場合により必要です。

④	受給者(請求者)の健康保険証 国家公務員共済・地方公務員共済の組合員の方のみ 例) 国立大学法人の職員・日本郵政共済組合の組合員	郵送で申請する場合は、コピーを送ってください。 * 健康保険証の保険者番号及び記号・番号部分を黒塗り等で被覆してご提出ください。 なお、左記以外の医療保険に加入している方や年金に未加入の方は、保険証の提出は不要です。
---	---	--

- ※ 海外からの転入者の方は別途必要な書類があります。詳しくは、江戸川区のホームページでご確認ください。
- ※ 特例給付の支給対象者の変更は、国の少子化対策の一環として、保育需要の増大等に対応するため行われるものです。

【お問い合わせ】

児童手当 AIチャットボット (区のホームページ)



【ご郵送先】

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

江戸川区 子ども家庭部 児童家庭課 手当助成係

電話 03-5662-0082